

## 18.モーターボート競走の現況

### [1]モーターボート競走の概要

#### (1)目的

モーターボート競走は、モーターボート競走法(昭和26年6月18日法律第242号)に基づき「モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図る」ことを目的として行われている。

#### (2)競走場及び場外発売場(平成30年4月1日現在)

管内における競走場は、下関競走場、若松競走場、芦屋競走場、福岡競走場、唐津競走場、大村競走場の6場である。

モーターボート競走が始まった当時、勝舟投票券は施行者が競走場でしか発売できなかったが、施行者以外の者が競走場で勝舟投票券その他これに類似するものを発売する違法行為が見られるようになった。これを防止するとともにモーターボート競走の売上増及び地域の活性化を図るため、昭和61年8月香川県丸亀市に「ボートピアまるがめ」が設置されたのを皮切りに各地で場外発売場が設けられるようになった、

管内における大型場外発売場は、ボートピア勝山、ボートピア三日月、ボートピア高城、ボートピア金峰、ボートピアみやきの5カ所、小型場外発売場として、前売場外おおむら、ミニボートピア長崎五島、ミニボートピア北九州メディアドーム、ミニボートピア長崎時津、オラレ島原、ミニボートピア天文館、オラレ志布志、ミニボートピア長洲、ミニボートピア長崎波佐見、ミニボートピア日向、ミニボートピアさつま川内、オラレ日南、ミニボートピア嘉麻、オラレ下関、ミニボートピア宮崎、ボートレースチケットショップ長崎佐々、ボートレースチケットショップ鹿島及びボートレースチケットショップ松浦の18カ所、前売専用場外発売場として、前売場外ミニット、前売場外オラレ呼子の2カ所がある。

#### (3)施行者数(平成30年4月1日現在)

管内におけるモーターボート競走の施行者は、8団体(16市9町)である。

#### (4)開催日数

平成29年度管内の競走場におけるモーターボート競走開催延日数は、1,154日である。

(全国：4,566日)

## [2]モーターボート競走の現況

### (1)売上高の推移

管内全競走場の売上高は、昭和60年度以降順調に伸びていたが、景気後退やレジャーの多様化等により平成3年度をピークとして減少基調に転じた。

しかし、場外発売場の設置、電話投票の拡充、ナイトレース、モーニングレースの開催等各種施策が展開された結果、増加基調であったが、平成20年後半からの経済状況の悪化や東日本大震災の影響で減少に転じた。平成23年度以降は再び増加に転じ、平成29年度は電話投票が好調なこともあり前年度比39.4%増となる約3,577億円であった。

(全国：約12,378億円、対前年度比11.4%増)

また、売上が期待できるSG（スペシャルグレード）競走が、平成29年度は、下関、福岡、若松の3競走場で開催された。

(単位:百万円)

競走場 \ 年度	S50	S60	H3	H19	H25	H26	H27	H28	H29
下 関	32,644	31,931	53,683	14,630	21,428	27,213	23,604	23,157	67,550
若 松	32,713	36,841	49,110	58,372	73,062	80,488	70,500	73,070	84,363
芦 屋	30,343	30,400	41,490	26,093	39,756	34,737	43,563	42,135	54,342
福 岡	70,915	70,230	122,500	53,084	39,585	40,861	38,903	44,000	46,122
唐 津	29,695	30,180	41,449	20,924	23,486	31,862	31,462	36,208	47,714
大 村	27,757	25,386	40,218	34,544	38,049	39,164	49,892	47,072	57,677
計	224,067	224,968	348,450	207,647	235,366	254,325	257,924	265,642	357,768
全 国	1,174,524	1,429,209	2,213,746	1,007,514	947,594	995,288	1,042,282	1,111,151	1,237,880

### (2)利用者数の推移

管内の競走場の平成29年度の利用者数は約7,925万人で、対前年度比約30.1%の増加となった。

(全国：約2億9,221万人、対前年度比約15.0%の増加)

(単位:千人)

競走場 \ 年度	S50	S60	H3	H19	H25	H26	H27	H28	H29
下 関	1,407	885	1,548	1,817	4,590	5,540	6,196	6,458	14,483
若 松	1,528	937	1,080	5,826	14,392	15,023	15,239	16,284	17,673
芦 屋	1,121	862	967	2,586	6,638	6,118	7,718	9,345	12,098
福 岡	2,572	1,680	2,606	4,130	7,067	7,560	8,218	10,086	10,858
唐 津	1,066	774	924	2,276	4,294	5,839	6,175	8,360	11,556
大 村	1,026	673	887	4,969	6,681	7,356	10,010	10,415	12,585
計	8,720	5,811	8,012	21,604	43,662	47,436	53,556	60,948	79,253
全 国	45,007	34,159	45,809	97,794	181,056	191,410	217,114	253,135	292,215

(注)昭和50年度、60年度の数値は、本場入場者数である。

### (3) 売上金の使途

モーターボート競走の売上金は、その目的にもあるように各種公益事業に使用されているが、具体的な使途は次のとおりである。

売上金	約75%		的中者への払戻	
	約25%		施行者収入	
	施行者収入の内訳	約2.9%	船舶等振興機関((公財)日本財団)への交付金	海や船に関する支援、文化、教育、社会福祉活動等に関する支援、海外の協力援助活動への支援等の公益事業に使用されている。(表-2参照)
		約1.3%	競走実施機関((一財)日本モーターボート競走会)への交付金	競走実施機関に競技関係事務を委託したときに交付する。
		約0.2%	地方公共団体金融機構への納付金	機構が地方公共団体に資金を貸付けるときの金利を下げるために使用されている。
		実費	開催経費	選手への賞金、管理費、人件費、施設費等
残額		施行者収益(地方自治体の会計予算へ)	法第31条では社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るための施策を行うのに必要な経費の財源に充てるよう努めるものとなっており、学校、美術館、体育施設及び公民館の建設費用、上下水道の整備費用、病院、福祉施設の建設費用などに使用されている。(表-1参照)	

資料:(一社)全国モーターボート競走施行者協議会「平成29年度モーターボート競走事業決算集計」

表-1 平成29年度モーターボート競走事業収益金使途一覧(地方財政分)

(単位:百万円)

	九州運輸局管内		全国	
	金額	割合	金額	割合
教 育 費	2,035	26.8%	4,164	21.6%
土 木 費	348	4.6%	3,870	20.1%
公営住宅費・消防費・災害復旧費	244	3.2%	392	2.0%
民 生 費	2,200	29.0%	3,392	17.6%
保 健 衛 生 費	308	4.1%	1,731	9.0%
産 業 経 済 費	429	5.7%	590	3.1%
公 害 対 策 費	0	0.0%	0	0.0%
そ の 他	2,024	26.7%	5,155	26.7%
合 計	7,588	100.0%	19,294	100.0%

資料:(一社)全国モーターボート競走施行者協議会「平成29年度モーターボート競走事業決算集計」

表-2 平成30年度モーターボート競走収益金等による事業計画((公財)日本財団分)

支 援 事 業	助成金等の金額
海洋船舶関係事業・公益・福祉関係事業	301.00億円
協力援助事業	72.55億円
情報公開事業	15.93億円
調査研究事業	15.30億円
その他	112.40億円
総 額	517.76億円

資料:(公財)日本財団「2018年度収支予算書」